

経済産業省

官 印 省 略
20210921 中第 6 号
令和 3 年 9 月 2 4 日

各府省等の長 殿

経済産業大臣

「令和 3 年度中小企業者に関する契約の方針」の作成等に関する
依頼について

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 4 1 年法律第 9 7 号。以下「官公需法」という。）第 4 条の規定に基づき、本日、「令和 3 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（以下「国等の契約の基本方針」という。）が閣議決定されました。

貴職におかれましては、官公需法第 5 条第 1 項の規定に基づき、国等の契約の基本方針に即し、貴府（院、所、庁、省）の契約に関し、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るための方針（以下「契約の方針」という。）を速やかに作成するようお願いいたします。併せて、所管独立行政法人等（衆議院、参議院、最高裁判所、会計検査院及び復興庁を除く。）に対し、当該独立行政法人等における契約の方針の作成を指示していただきますようお願いいたします。

また、地方公共団体を通じて事業を執行する場合には、地方公共団体に対しても、契約の方針に準じて中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めるよう周知徹底していただくようお願いいたします。（※）

※総務大臣宛での「また書き」の部分は下記のとおり

また、地方公共団体を通じて事業を執行する場合には、地方公共団体に対しても、契約の方針に準じて中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めるよう周知徹底していただくとともに、地方公共団体を通じて事業を行う場合以外であっても、地方公共団体に対しまして、国等の契約の基本方針に準じて、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めていただくよう指導いただきますようお願いいたします。

さらに、国等の契約の基本方針において、引き続き「国は、民営化された独立行政法人等のうち、国及び地方公共団体がその株式の過半を保有している会社に対し、国等の契約の基本方針を参考として、可能な限り、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための措置を講ずるよう要請する」とされているところ、これに該当する会社及び同様の趣旨で要請することが適当と考えられる会社等がある場合には、要請文書の発出等を行っていただくよう併せてお願いいたします。